

## 農林水産省動植物検疫・農薬問題等食品安全性対策本部の設置について

### 1 趣旨

消費者の食品安全に対する意識の高まりを踏まえ、適切な動植物検疫、農薬問題等食品の安全性の確保対策を推進するため、農林水産省動植物検疫・農薬問題等食品安全性対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### 2 構成

(1) 対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要と認めるときは構成員を追加することができる。

本部長	遠藤副大臣
本部長代理	宮腰大臣政務官 岩永大臣政務官
副本部長	農林水産事務次官 農林水産審議官
本部員	大臣官房長 総括審議官 技術総括審議官 協同組合検査部長 総合食料局長 生産局長 経営局長 農林水産技術会議事務局長 食糧庁長官 林野庁長官 水産庁長官

(2) 対策本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事長は、必要と認めるときは構成員を追加することができる。

幹事長	生産局（坂野）審議官
幹事長代理	総合食料局消費者政策官
副幹事長	生産局植物防疫課長 生産局生産資材課長 生産局畜産部衛生課長
幹事	総合食料局消費生活課長 大臣官房企画評価課長 協同組合検査部調整課長 生産局野菜課長 生産局果樹花き課長 総合食料局品質課長 経営局普及課長 経営局協同組織課長 農林水産技術会議事務局技術安全課長 食糧庁流通課長 林野庁経営課長 水産庁加工流通課長

- ( 3 ) 対策本部の庶務は、総合食料局消費生活課並びに生産局野菜課、果樹花き課、生産資材課及び畜産部衛生課の協力を得て、生産局植物防疫課において処理することとする。

### 3 検討事項

- ( 1 ) 適切な動植物検疫の推進のための対策
- ( 2 ) 農薬問題等食品の安全性確保のための対策
- ( 3 ) その他必要な事項